福岡市ボランティアとの共働により実施する動物愛護管理事業実施要綱

第１　目　的

ボランティアとの共働により動物愛護管理事業を実施することで，動物の適正飼育に関する意識向上並びに動物愛護精神の普及を図ることを目的とする。

第２　定　義

１　この要綱において，動物愛護管理事業(以下，「愛護管理事業」という。)とは，「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下，「動物愛護管理法」という。），「狂犬病予防法」（以下，「予防法」という。），「福岡市動物の愛護及び管理に関する条例」（以下，「市動物愛護管理条例」という。)及び「福岡市動物愛護管理推進実施計画」（平成２１年４月策定，以下，「市実施計画」という。)の趣旨に合致したもので，福岡市動物管理センター(以下，「センター」という。)が行う次に掲げる事業とする。

(1) 家庭犬のしつけ方講習会
(2) 家庭犬のしつけ方相談
(3) ふれあい事業
(4) 動物愛護週間行事
(5) 動物愛護フェスティバル
(6) 収容犬・猫の管理
(7) 犬・猫の譲渡に関する事業
(8) 飼い主の指導・啓発に関する事業
(9) 適正飼育の普及啓発・情報発信に関する事業
(10) その他，センターが行う動物愛護管理に関する事業

２　この要綱においてボランティアとは，「動物愛護管理法」，「予防法」，「市動物愛護管理条例」及び「市実施計画」の趣旨に添った活動を行う個人とする。

第３　申込及び登録

１　愛護管理事業に参加しようとするボランティアは，センター所長にボランティアの登録を申し込むものとする。

２　センター所長は，前項の申し込みがあり，申込者の活動内容等がこの要綱に定める目的に合致すると認めたときは，ボランティア登録台帳に登録するものとする。

第４　要請・募集及び支援

センター所長は，愛護管理事業の実施に際し，実施する愛護管理事業の規模及び地域に応じ，第３の規程により登録を受けたボランティア(以下，「登録者」という。)に対し，参加の要請又は募集を行うとともに，必要に応じ，次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 適正飼育に関する情報の提供
(2) センター施設の使用
(3) その他，センター所長が必要と認める支援

第５　登録者の遵守事項

登録者は愛護管理事業への参加に際し，次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 福岡市(以下,「市」という。)が推進する愛護管理事業に沿った活動を行い，市の愛護管理事業の趣旨を尊重すること。

(2) 他の登録者の活動に対する批判等を行わないこと。

(3) 営利目的で愛護管理事業に参加しないこと。

(4) 愛護管理事業内容の変更又は中止について，センター所長から指示があった場合は，その指示に従うこと。

(5) センター施設の使用に際しては，センター所長の指示に従うこと。

(6) 動物を伴って愛護管理事業に参加する場合には，人等への危害防止について十分に配慮すること。

(7) 万一の事故に備え，傷害保険等への加入に努めるほか，登録者に起因する事故等については，登録者の責任において対応すること。

(8) その他，センター所長が必要と認める事項

第６　登録の辞退及び登録の取消し

１　登録者は，自己の都合により愛護管理事業への参加を辞退しようとするときは，センター所長に申し出るものとする。

２　センター所長は，登録者が参加する愛護管理事業において，思想的・宗教的・政治的活動その他センターの業務に支障のある行為を行ったとき，又は，活動内容等がこの要綱に定める目的から逸脱すると認めたときは，登録を取り消すものとする。

第７　報告

センター所長は，登録者に対して，必要に応じ，その活動状況について報告を求めることができる。

第８　事務

この要綱に関する事務は，センターが行う。

第９　その他

この要綱に定めるもののほか，ボランティアの愛護管理事業参加等に関し必要な事項は，センター所長が別に定める。

附　則

この要綱は，平成２３年１０月１日から施行する。